

改正派遣法に伴うマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後に『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）』を公開することが義務付けられました。

（法第23条第5項）

下記に当社における情報提供項目を公開致します。

所在地	東京都渋谷区道玄坂一丁目18番地1号 Shibuya INCS 4F
派遣労働者の数	516人
派遣先の数	24社
マージン率	18.15%
労働者派遣料金	9,784円（1日8時間当たりの平均）
派遣期間中の 派遣労働者の賃金	8,008円（1日8時間当たりの平均）
教育訓練に関する事項	派遣の概要・情報セキュリティ及び個人情報保護教育 安全衛生教育・マナー

※平成28年6月30日現在